

次の項目で当てはまるものについて、各受付窓口で手続きをお願いします。

対象者の状況によっては、「必要なもの」で示すもの以外のものを求めることがあります。

担当課に「支所」の記載がある手続きは、両支所でも行うことができます。

転居

R6.2 作成

	該当	完了	当てはまる方はいますか？	手続き	必要なもの	担当課		
住民登録等			印鑑登録をしている方		※ 市で住所変更します。	市民生活課 (本庁1階)	住民係 ③窓口 ☎ 63-4038	
			マイナンバーカードをお持ちの方	<input type="checkbox"/> 券面記載事項変更	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード		住民係 ④窓口 ☎ 63-4038	支所
			住民基本台帳カードをお持ちの方	<input type="checkbox"/> 券面記載事項変更	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード			
			戸籍について相談したい方	<input type="checkbox"/> 転籍届、婚姻届、離婚届など	※ 詳しくは担当課へお問い合わせください。			
国民健康保険等・国民年金			公的年金を受給している方 ※ 住所変更抑止の方 ※ 通知書の送付先と住民票の住所が異なる方	<input type="checkbox"/> 年金受給権者住所変更届	<input type="checkbox"/> 基礎年金番号が分かるもの	市民生活課 (本庁1階)	保険年金係 ⑤窓口 ☎ 63-4041	
			国民健康保険の被保険者	<input type="checkbox"/> 被保険者証の記載事項変更	<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証		保険年金係 ⑥窓口 ☎ 63-4041	支所
			後期高齢者医療保険の被保険者	<input type="checkbox"/> 被保険者証の記載事項変更	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証			
			農業者年金に加入中または受給中の方	<input type="checkbox"/> 農業者年金住所変更届	※ 詳しくは担当課へお問い合わせください。	農業委員会 (本庁4階)	事務局 ②窓口 ☎ 63-4102	—
介護保険			65歳以上の方	<input type="checkbox"/> 被保険者証等の記載事項変更	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 転居前の住所記載の介護保険関連証書	いきいき長寿課 (本庁1階)	介護保険係 ⑩窓口 ☎ 63-4049	支所
			住所地特例施設から一般住宅等に転居した方	<input type="checkbox"/> 要介護認定申請 <input type="checkbox"/> 住所地特例終了届	※ 詳しくは担当課へお問い合わせください。			
			住所地特例施設から住所地特例施設に転居した方	<input type="checkbox"/> 住所地特例変更届	※ 詳しくは担当課へお問い合わせください。			
障がい福祉			障害者手帳を持っている方	<input type="checkbox"/> 各種手帳の住所変更	<input type="checkbox"/> 各種手帳	福祉課 (本庁1階)	障害福祉係 ⑫窓口 ☎ 63-4045	支所
			重度心身障害者医療費助成金を受給している方	<input type="checkbox"/> 登録事項変更届	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 重度心身障害者医療費助成金受給資格者証			
			特別児童扶養手当を受給している方	<input type="checkbox"/> 住所および金融機関変更届	<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書			
			自立支援（更生・育成・精神通院）医療を受けている方	<input type="checkbox"/> 受給者証等記載事項変更届	<input type="checkbox"/> 受給者証（更生・育成・精神通院）			
			特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給している方	<input type="checkbox"/> 住所変更届	<input type="checkbox"/> 印鑑			
			障害福祉サービスを受けている方	<input type="checkbox"/> 申請内容変更届	<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス受給者証			
子ども関係			児童手当の受給者 (子どもだけが転居する場合を含み、公務員を除く。)	【児童手当受給者と子どもが異なる住所に住む場合】 <input type="checkbox"/> 児童手当の別居監護申立	<input type="checkbox"/> 別居する子どものマイナンバーカード <input type="checkbox"/> 市外別居の場合は世帯全員の住民票（省略されていないもの） (必要なものがそろっていても窓口へお立ち寄りください。)	子ども課 (本庁1階)	子ども福祉係 ⑧窓口 ☎ 63-4047	支所
			子ども医療費助成金の受給資格者 (子どもだけが転居する場合も含む。)	<input type="checkbox"/> 住所変更届	<input type="checkbox"/> 子ども医療費助成金受給資格者証			
			ひとり親家庭等に該当する方	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当の住所変更 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費受給資格者証の住所変更	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費受給資格者証			
			保育所・認定こども園（保育部分）に在籍している子どもがいる方	<input type="checkbox"/> 住所変更	<input type="checkbox"/> 内容変更を証する書類			
			放課後児童クラブ・障害児放課後児童クラブに在籍している子どもがいる方	<input type="checkbox"/> 住所変更	※ 小学校区が変わる場合は窓口でお知らせください。			
			公立幼稚園・小学生・中学生に在籍していて、転居に伴い通学区域が変わる子どもがいる方	<input type="checkbox"/> 入学通知書の交付手続き 【校区以外の学校への通学を希望する場合】 <input type="checkbox"/> 区域外就学申請	※ 「入学通知書」を転校先の学校へ提出してください。 <input type="checkbox"/> 該当事由の添付書類 ※ 詳しくは担当課へお問い合わせください。			
住宅			市営住宅を退去する方	<input type="checkbox"/> 退去手続き	※ 詳しくは担当課へお問い合わせください。	建築住宅課 (本庁2階)	住宅政策係 ⑪窓口 ☎ 63-4066	—
			市営住宅に同居する方	<input type="checkbox"/> 同居手続き				
			今までのお住まい（持ち家）が空き家になる方					
水道			水道（および下水道）の使用の開始・中止	<input type="checkbox"/> 開栓・閉栓	※ 詳しくは担当課へお問い合わせください。	上下水道課 (本庁2階)	業務係 ①窓口 ☎ 63-4082	支所
			水道（および下水道）料金の口座振替を希望する方	<input type="checkbox"/> 口座振替依頼	<input type="checkbox"/> 預貯金通帳 <input type="checkbox"/> 金融機関への届出印			
その他			犬を飼っている方	<input type="checkbox"/> 犬の登録事項の変更	※ 詳しくは担当課へお問い合わせください。	生活環境課 (本庁1階)	生活環境係 ⑦窓口 ☎ 63-4042	支所

転居届 手続きチェックシート

出水市内で引越しされた方へ

「届出に必要なもの」

※ 新しい住所に住み始めた日から14日以内に届け出てください。

- ① マイナンバーカード（お持ちの方）
- ② 住民基本台帳カード（お持ちの方）
- ③ 在留カードまたは特別永住者証明書（外国人の方）

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所での手続きの際は本人確認をします。
本人確認書類（原本）の提示をお願いします。

【1点で本人確認できるもの】

官公署が発行した顔写真付きの身分証明書（有効期間内のものに限る。）
（例：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳など）

【確認に2点が必要なもの】

（例：健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、学生証など）

出水市役所

本庁

〒 899-0292 鹿児島県出水市緑町 1 番3号
【代表電話番号】 0996-63-2111

高尾野支所

〒 899-0492 鹿児島県出水市高尾野町大久保 7 番地

野田支所

〒 899-0501 鹿児島県出水市野田町上名6034番地1

開庁時間

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
（土曜・日曜・祝日、年末年始の開庁日はお休みです。）

※代理人の方が手続きをするときは

- ① 代理人の方について本人確認をします。
- ② 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等で確認します。
- ③ 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方の個人番号を提示していただきます。

関連する手続きは内側をご覧ください



出水市 × My Melody

© 2024 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO. L648110